

改正障害者差別解消法に係る説明会

2023

11.15 すい 水 15:30~17:30

11.22 すい 水 13:00~15:00

関東甲信越ブロック

ブロック毎に開催日程が異なりますので、詳しくは日程をご参照ください

申し込み しめきり 切: **11.8** すい (水)

【日程】

北海道・東北	11/15	(水)	13:00 ~ 15:00
関東甲信越	11/15	(水)	15:30 ~ 17:30
	11/22	(水)	13:00 ~ 15:00
東海北陸	11/17	(金)	13:00 ~ 15:00
近畿	11/17	(金)	15:30 ~ 17:30
	11/20	(月)	13:00 ~ 15:00
中国四国	11/22	(水)	15:30 ~ 17:30
九州・沖縄	11/20	(月)	15:30 ~ 17:30

令和6年4月1日から改正障害者差別解消法が施行されます。

これにより、ボランティア団体や個人事業主などを含めた事業者による合理的配慮*の提供が義務化されます。

改正障害者差別解消法の施行に向けて、事業者に求められる取り組みや考え方などをお伝えいたします。

*合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

【内容】内閣府行政説明 / 内閣府アドバイザーの講演 / 質疑応答

【開催方法】オンラインにて開催、個々のPC等からご参加ください。

【申込方法】下記QRコードよりお申込みください。

URLからもお申込み可能です。

<https://forms.gle/2kgbJpHiLeFDrHb16>

【お問合せ】東京都ビジネスサービス株式会社

TEL:03(6426)0440 MAIL:block-kensyukai@tokyotobs.co.jp

【主催】内閣府

